

令和2年4月8日

保護者の皆様へ

横浜市教育委員会  
横浜市立神奈川中学校  
校長 平林 潔

## **緊急事態宣言の発令に伴う市立学校における一斉臨時休業についてのお願い**

保護者の皆様には、日頃より横浜の教育の推進に対して、ご理解とご協力をいただき、心より感謝申し上げます。

先日、「市立学校における一斉臨時休業についてのお願い」で、一斉臨時休業が4月20日までとお知らせしましたが、この度の緊急事態宣言を受けて、県の教育委員会から、県内市町村の公立学校の対応について要請がありました。これを踏まえて、横浜市立学校では一斉臨時休業期間を5月6日まで延長することとなりました。

なお、「登校日」「地域・家庭訪問」については当面の間、実施を見合わせますので、ご承知おきください。

### 臨時休業期間

**4月8日（水）から5月6日（水）まで**

- ※ 上記休業期間中は、部活動も実施しません。
- ※ 一斉臨時休業期間における情勢の変動等により、休業期間を延長する場合があります。

○ 新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、原則、家庭学習となります。配付されている課題を計画的に進めてください。

なお、個別支援学級の生徒のうち、保護者の就業、その他家庭での対応が困難な場合についてやむを得ない事情がある場合に限り、「緊急受け入れ」を行いますので、事前にご相談ください。

### その他

○ お子さんの健康面や生活面、学習面について、学校に相談したいことがある場合は、ご連絡（電話431-4770）ください。

○ 5月7日（木）以降のことは後日お知らせします。学校や横浜市教育委員会Webページ等でも最新の情報をご覧ください。